みえ共済の

所得補償共済

毎日元気で働ける事が、何よりありがたい事ですが、
それでも突然のケガや病気で、仕事ができなくなり、
収入が得られなくなった時、長期の就業不能
期間に対して**「所得補償共済」が、**
あなたのおカになれます。
一人で事業をされてみえる方もご加入いただけます。

業務上業務外を問わず、病気またはケガに
よって入院や、自宅療養(医師の指示による療養期間)
のため**働けなくなった期間の所得を補償**します。
（１２カ月を限度、免責７日間）

毎月の掛金
１口あたり
500円

加入年齢
満１５歳以上
満６４歳以下
(満７０歳まで延長可)

生命保険ではありません

- てん補期間　１年
- 月掛　口座振替　自動継続
- **ご加入いただける口数**
  被共済者１人につき最高２０口まで、
  １カ月の平均月額所得額を越えない
  範囲で、お決めください。
  ただし危険職種※の方は
  月額補償１６５，０００円以内の
  口数となります。
  ※危険職種：運送業者、金属加工業者、輸送機組立・
  修理作業者、窯業・土石製品製造業者、建設作業者　等

- １口あたりの年令別月額補償および日額補償額表

年令別	月額補償額	日額補償額
満15才以上満20才未満	97,500円	3,250円
満20才以上満25才未満	66,900円	2,230円
満25才以上満30才未満	59,400円	1,980円
満30才以上満35才未満	48,000円	1,600円
満35才以上満40才未満	38,400円	1,280円
満40才以上満45才未満	30,900円	1,030円
満45才以上満50才未満	25,800円	860円
満50才以上満55才未満	22,200円	740円
満55才以上満60才未満	20,700円	690円
満60才以上満65才未満	19,800円	660円
満65才以上満70才未満	15,600円	520円

※６５才以上は継続の方のみです。

※共済金のお支払いにつきましては、約款に基づき実施させていただいております。共済金のお支払い対象につきましては、パンフレット及び共済約款をご確認下さい。　※この広告は、所得補償共済の概要です。詳しくはパンフレットをご覧ください。

みえ共済
三重県中小企業共済協同組合
〒５１４－０００４津市栄町１丁目８９１番地
三重県合同ビル３階
Tel:０５９－２２８－７１２８

〈お問い合わせ先〉

疾病・傷害による平均入院日数

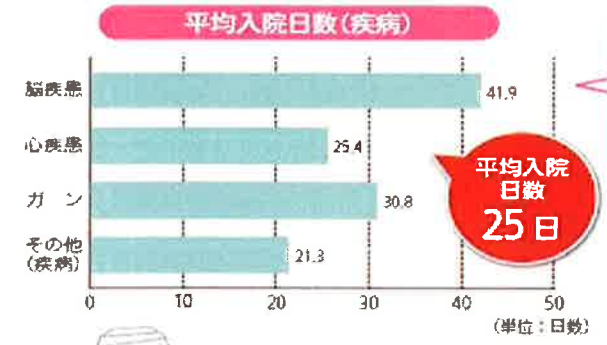

脳疾患は
全体の平均入院日数に
比べて1.7倍もかかる

全体の
平均入院日数は
約1か月もかかる

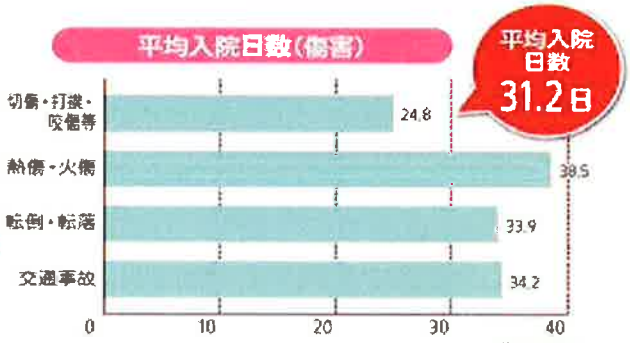

※平成26年度 各種共済支払実績より

疾病・傷害による平均就業不能期間

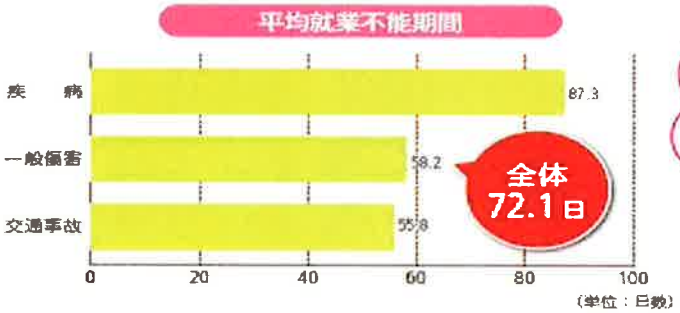

お仕事ができないのは
入院している間だけ
ではありません

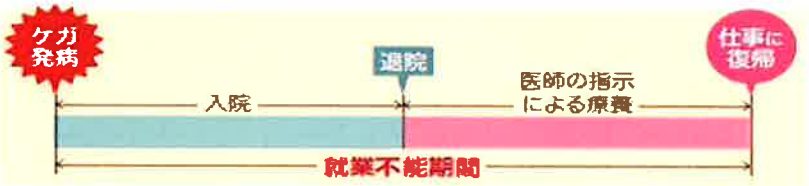

※平成26年度 所得補償共済支払実績より

所得補償共済における支払事例

事例1 高速道路走行中、後ろから走行してきた車に追突されたため就業不能
胸骨骨折、前胸部・後頭部打撲傷で116日間通院
50代女性　運送業
補償期間 1か月28日間

事例2 工事現場において2階の梯の上から3メートル下の地面に落下したため就業不能
外傷性くも膜下出血、外傷性動眼神経損傷で入院55日間、通院52日間
50代男性　建築業
補償期間 7か月3日間

事例3 仕事中、手首を強打し骨折したため就業不能
左橈骨遠位端不全骨折で通院5日間　ギプス固定により就業不能
30代男性　建築業
補償期間 1か月9日間

事例4 膵頭部癌により就業不能
入院35日間、通院28日間
50代男性　電気工事業
補償期間 6か月12日間

事例5 腸閉塞により就業不能
入院14日間、通院2日間
40代男性　会社役員
補償期間 1か月15日間

補償期間は**就業不能期間**を
対象としています。